

2019年3月29日

株主の皆様へ

米久株式会社

米久株の配当金のお支払期限（除斥期間）に関するお知らせ

当社は、定款の定めにより、配当金のお支払期限を支払開始から3年としております。

上記により、米久株の2016年（平成28年）3月末時点の株主様への配当金のお支払期限が2019年6月10日となっております。

つきましては、当該年度の配当金領収証をお持ちで、まだ配当金をお受け取りになられていない株主様については、お早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、支払開始から3年以上経過した配当金につきましては、大変申し訳ございませんが、ご請求いただいてもお支払することができませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

フリーダイヤル：0120-782-031

（受付時間 平日9:00～17:00）

以上